

区民委員会議案説明資料

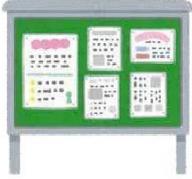
令和8年2月26日

件名	頁
1 第15号議案 足立区特別区税条例の一部を改正する条例	2
2 第16号議案 足立区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例	5
3 第17号議案 東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について . . .	7
4 第18号議案 足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について . .	12

(区民部)

第 1 5 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 6 日

件 名	足立区特別区税条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部課税課
内 容	<p>公示送達（※）について、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにする目的で、地方税法等の一部改正が行われたため、足立区特別区税条例の一部を改正する。</p> <p>※ 公示送達とは、納税通知書等の書類の送達先が不明な場合又は外国など送達に困難な事情がある場合に、送達すべき書類を保管しいつでも交付する旨を掲示場に掲示し、7日経過後に送達があったものとみなす方法である。</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) インターネットを通じた公示送達 公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態にする措置として、インターネット（区ホームページ内に新設する、全庁の公示送達等をまとめた専用ページ）を通じて閲覧できる方法を追加する。</p> <p>(2) デジタルと従来手法の併用 利用者の利便性の観点から、従来の区役所の門前掲示場に掲示する方法に加え、区役所窓口での電子計算機（パソコン画面等）による閲覧を可能とする。</p> <div data-bbox="405 1200 1445 1704" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; background-color: #d9e1f2; padding: 5px; font-weight: bold;">公示送達</div> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】 区役所の門前掲示場での書面の掲示</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>【改正後】</p> <div style="display: flex; flex-direction: column; align-items: center;"> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> ①インターネットによる公表  </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-bottom: 10px;"> + <div style="text-align: center;"> <p>②区役所の門前掲示場での書面の掲示</p>  </div> </div> <div style="display: flex; align-items: center;"> ③区役所窓口でのパソコン画面等による表示  </div> </div> </div> </div> </div> <p>2 施行年月日</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 1 号）附則第 1 条第 1 2 号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>(2) 改正法の施行日は未定であるが、遅くとも令和 8 年 6 月 3 0 日の施行を国が予定しており、施行日以後に初めて行う公示送達の日から運用を開始する。</p>

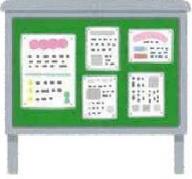
足立区特別区税条例の一部を改正する条例 新旧対照表（案）

改正前	改正後
<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>	<p>○足立区特別区税条例 昭和39年12月25日条例第59号</p>
<p>第1条～第5条の6 （省略） （公示送達）</p>	<p>第1条～第5条の6 （現行のとおり） （公示送達）</p>
<p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、 足立区公告式条例（昭和25年8月足立区条例第4号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示して行なう</u> ものとする。</p>	<p>第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、<u>公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を足立区公告式条例（昭和25年8月足立区条例第4号）第2条に規定する掲示場に<u>掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧</u>をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></p>
<p>第7条～第14条 （省略） （所得割の課税標準）</p>	<p>第7条～第14条 （現行のとおり） （所得割の課税標準）</p>
<p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>	<p>第15条 所得割の課税標準は、前年の所得について算定した総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額とする。</p>
<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額<u>または</u>山林所得金額は、法<u>または</u>これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項<u>または</u>第3項の総所得金額、退職所得金額<u>または</u>山林所得金額の計算の例に<u>よつて</u>算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>	<p>2 前項の総所得金額、退職所得金額<u>又は</u>山林所得金額は、法<u>又は</u>これに基づく政令で特別の定めをする場合を除くほか、それぞれ所得税法（昭和40年法律第33号）その他の所得税に関する法令の規定による所得税法第22条第2項<u>又は</u>第3項の総所得金額、退職所得金額<u>又は</u>山林所得金額の計算の例に<u>よつて</u>算定する。ただし、同法第60条の2から第60条の4までの規定の例によらないものとする。</p>
<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第20条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>3 法第23条第1項第15号に規定する特定配当等（以下この項及び次項並びに第20条の2において「特定配当等」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定配当等に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告</p>	<p>4 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告</p>

改正前	改正後
<p>書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>地方税法施行規則</u>（昭和29年総理府令第23号。以下「<u>施行規則</u>」という。）に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>書に特定配当等に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定配当等に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>	<p>5 法第23条第1項第17号に規定する特定株式等譲渡所得金額（以下この項及び次項並びに第20条の2において「特定株式等譲渡所得金額」という。）に係る所得を有する者に係る総所得金額は、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額を除外して算定する。</p>
<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>	<p>6 前項の規定は、前年分の所得税に係る第24条第1項に規定する確定申告書に特定株式等譲渡所得金額に係る所得の明細に関する事項その他<u>施行規則</u>に定める事項の記載があるときは、当該特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額については、適用しない。</p>
<p>第16条～第66条 （省略）</p>	<p>第16条～第66条 （現行のとおり）</p>
	<p><u>付 則</u></p>
	<p><u>（施行期日）</u></p>
	<p><u>第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</u></p>
	<p><u>（公示送達に関する経過措置）</u></p>
	<p><u>第2条 この条例による改正後の足立区特別区税条例第6条の規定は、この</u></p>
	<p><u>条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。</u></p>

第16号議案説明資料

令和8年2月26日

件名	足立区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例
所管部課名	区民部高齢医療・年金課
内容	<p>公示送達（※）について、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにする目的で、地方税法等の一部改正が行われたため、足立区後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する。</p> <p>※ 公示送達とは、後期高齢者医療保険料通知書等の書類の送達先が不明な場合又は外国など送達に困難な事情がある場合に、送達すべき書類を保管しつつでも交付する旨を掲示場に掲示し、7日経過後に送達があったものとみなす方法である。</p> <p>1 改正内容（詳細は、別紙・新旧対照表のとおり）</p> <p>(1) インターネットを通じた公示送達 公示事項を不特定多数の者が閲覧できる状態にする措置として、インターネット（区ホームページ内に新設する、全庁の公示送達等をまとめた専用ページ）を通じて閲覧できる方法を追加する。</p> <p>(2) デジタルと従来手法の併用 利用者の利便性の観点から、従来の区役所の門前掲示場に掲示する方法に加え、区役所窓口での電子計算機（パソコン画面等）による閲覧を可能とする。</p> <div data-bbox="405 1218 1445 1720" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="background-color: #d9e1f2; padding: 5px; writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">公示送達</div> <div style="width: 90%;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>【現行】</p> <p>区役所の門前掲示場での書面の掲示</p>  </div> <div style="text-align: center;">➔</div> <div style="border: 2px solid #ff69b4; padding: 5px;"> <p>【改正後】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>①インターネットによる公表</p>  </div> <div style="width: 10%; text-align: center;">+</div> <div style="width: 45%;"> <p>②区役所の門前掲示場での書面の掲示</p>  </div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p>③区役所窓口でのパソコン画面等による表示</p>  </div> </div> </div> </div> </div> <p>2 施行年月日</p> <p>(1) 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行する。</p> <p>(2) 改正法の施行日は未定であるが、遅くとも令和8年6月30日の施行を国が予定しており、施行日以後に初めて行う公示送達の日から運用を開始する。</p> </div>

第 1 7 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 2 6 日

件 名	東京都後期高齢者医療広域連合の規約変更について																													
所管部課名	区民部高齢医療・年金課																													
内 容	<p>1 規約変更の理由</p> <p>令和 6・7 年度に引き続き、保険料軽減に係る経費を各区市町村が負担金として支出することに伴い、東京都後期高齢者医療広域連合規約の支出期間に係る規定を変更する必要があるため。</p>																													
	<p>2 規約変更の内容</p> <p>負担金について、次の項目の負担割合を令和 8・9 年度の 2 年間の時限措置として、規約附則に規定する。</p>																													
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">負担割合^{※1}</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料^{※2}相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	負担割合 ^{※1}	審査支払手数料 ^{※2} 相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント															
	項 目	負担割合 ^{※1}																												
	審査支払手数料 ^{※2} 相当額	100パーセント																												
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																													
保険料未収金補填分相当額	100パーセント																													
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																													
葬祭費相当額	100パーセント																													
<p>※1 保険料軽減のために一般会計で賄う割合</p> <p>※2 東京都国民健康保険団体連合会に対するレセプトの審査及び医療給付費の支払事務の委託に係る費用</p> <p>なお、上記の措置により、措置を講じない場合に比べ、年間 5.5 億円程度の負担増となる見込み。</p>																														
<p>【軽減対策を実施すると仮定した場合の当初予算額（案）】</p>																														
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項 目</th> <th style="text-align: center;">令和 7 年度 当初予算額</th> <th style="text-align: center;">令和 8 年度 当初予算額 (案)</th> <th style="text-align: center;">差 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td style="text-align: right;">204,707千円</td> <td style="text-align: right;">202,607千円</td> <td style="text-align: right;">△2,100千円</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> <td style="text-align: right;">0円</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td style="text-align: right;">52,844千円</td> <td style="text-align: right;">54,234千円</td> <td style="text-align: right;">1,390千円</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td style="text-align: right;">15,362千円</td> <td style="text-align: right;">16,178千円</td> <td style="text-align: right;">816千円</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td style="text-align: right;">275,470千円</td> <td style="text-align: right;">281,090千円</td> <td style="text-align: right;">5,620千円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td style="text-align: right;">548,383千円</td> <td style="text-align: right; border: 2px solid black;">554,109千円</td> <td style="text-align: right;">5,726千円</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	令和 7 年度 当初予算額	令和 8 年度 当初予算額 (案)	差 額	審査支払手数料相当額	204,707千円	202,607千円	△2,100千円	財政安定化基金拠出金相当額	0円	0円	0円	保険料未収金補填分相当額	52,844千円	54,234千円	1,390千円	保険料所得割額減額分相当額	15,362千円	16,178千円	816千円	葬祭費相当額	275,470千円	281,090千円	5,620千円	合 計	548,383千円	554,109千円	5,726千円
項 目	令和 7 年度 当初予算額	令和 8 年度 当初予算額 (案)	差 額																											
審査支払手数料相当額	204,707千円	202,607千円	△2,100千円																											
財政安定化基金拠出金相当額	0円	0円	0円																											
保険料未収金補填分相当額	52,844千円	54,234千円	1,390千円																											
保険料所得割額減額分相当額	15,362千円	16,178千円	816千円																											
葬祭費相当額	275,470千円	281,090千円	5,620千円																											
合 計	548,383千円	554,109千円	5,726千円																											

【軽減対策実施の可否による保険料の比較】

一人当たり平均保険料額	令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度 (基金等を活用) (軽減対策なし)	令和8・9年度 (基金等を活用) (軽減対策あり)
	111,356円	133,110円 (21,754円増)	127,400円 (16,044円増)

項目		年度	令和6・7年度 (現行)	令和8・9年度 (基金等を活用) (軽減対策なし)	令和8・9年度 (基金等を活用) (軽減対策あり)
均等割額	医療分		47,300円	55,700円 (8,400円増)	53,300円 (6,000円増)
	子ども・子育て支援分			1,300円 (1,300円増)	1,300円 (1,300円増)
所得割率	医療分		9.67%	10.48% (0.81pt増)	9.88% (0.21pt増)
	子ども・子育て支援分			0.26% (0.26pt増)	0.26% (0.26pt増)
一人当たり平均保険料額			111,356円	133,110円 (21,754円増)	127,400円 (16,044円増)

3 新旧対照表

別紙参照

4 規約変更時期

令和8年4月1日

5 今後の方針

本議案が可決された際には、各区市町村で協議を行い、東京都知事へ届出を行う。

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約新旧対照表（案）

改正前	改正後																
<p>第1条～第19条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>令和6年度分及び令和7年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント	<p>第1条～第19条（略）</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4（略）</p> <p>5 <u>令和8年度分及び令和9年度分</u>の第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金の額については、別表第2中</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考</p> <p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。」</p> <p>とあるのは、</p> <p>「3 保険料その他の納付金（高齢者医療確保法第105条の規定により区、市、町及び村が納付するものとされたものをいう。）</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">項目</th> <th style="text-align: center;">負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに</td> <td style="text-align: center;">100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント	項目	負担割合	高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）	100パーセント																
項目	負担割合																
高齢者医療確保法第99条第1項及び第2項の規定による繰入金並びに	100パーセント																

改正前		改正後																									
保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）		保険料その他高齢者医療確保法第4章の規定による徴収金（区、市、町及び村が徴収するものに限る。）																									
4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費		4 関係区市町村の一般会計から保険料の軽減のために負担を求める経費																									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント		<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>負担割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>審査支払手数料相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>財政安定化基金拠出金相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料未収金補填分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>保険料所得割額減額分相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> <tr> <td>葬祭費相当額</td> <td>100パーセント</td> </tr> </tbody> </table>	項目	負担割合	審査支払手数料相当額	100パーセント	財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント	保険料未収金補填分相当額	100パーセント	保険料所得割額減額分相当額	100パーセント	葬祭費相当額	100パーセント	
項目	負担割合																										
審査支払手数料相当額	100パーセント																										
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																										
保険料未収金補填分相当額	100パーセント																										
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																										
葬祭費相当額	100パーセント																										
項目	負担割合																										
審査支払手数料相当額	100パーセント																										
財政安定化基金拠出金相当額	100パーセント																										
保険料未収金補填分相当額	100パーセント																										
保険料所得割額減額分相当額	100パーセント																										
葬祭費相当額	100パーセント																										
備考		備考																									
<p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和6年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」</p>		<p>1 高齢者人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条第1項の住民基本台帳をいう。以下同じ。）に基づく満75歳以上の人口による。</p> <p>2 人口割については、前年度の1月1日現在の住民基本台帳に基づく人口による。</p> <p>3 財政安定化基金拠出金相当額については、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成19年政令第325号）第19条第1項に規定する都道府県の条例で定める割合を、令和8年4月1日現在の東京都の条例で定める割合で算定された額とする。」</p>																									
とする。		とする。																									
		<p><u>附 則（令和8年3月31日東京都知事届出）</u></p> <p><u>（施行期日）</u></p> <p>1 <u>この規約は、令和8年4月1日から施行する。</u></p> <p><u>（経過措置）</u></p>																									

改正前	改正後
別表第1・別表第2 (略)	<p>2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「<u>変更後の規約</u>」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「<u>関係区市町村の負担金</u>」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。</p> <p>別表第1・別表第2 (略)</p>

第 18 号議案説明資料

令和 8 年 2 月 26 日

件 名	足立区の特定の事務を取り扱う郵便局の指定について												
所管部課名	区民部戸籍住民課												
内 容	<p>1 概要</p> <p>マイナンバーカード発行から 5 年経過後に電子証明書の更新が必要となる。</p> <p>引き続き、多くの更新対象者が発生しており、窓口の混雑緩和及び区民の利便性の向上のため、令和 7 年度と同様に当該更新事務を区内 3 郵便局に委託する。</p> <p>なお、委託するにあたり、地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律（平成 13 年法律第 120 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、足立区の特定の事務を取り扱う郵便局を以下のとおり指定する。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <p>○地方公共団体の特定の事務の郵便局における取扱いに関する法律【抜粋】 (郵便局の指定等)</p> <p>第三条 地方公共団体は、前条各号に掲げる事務を郵便局において取り扱わせようとするときは、次に掲げる基準に適合する郵便局を指定するものとする。</p> <p>3 地方公共団体は、前項の規定による協議が調い、第一項の規定により郵便局を指定しようとするときは、あらかじめ、<u>当該地方公共団体の議会の議決を経なければならない。</u></p> </div> <p>2 取り扱う事務種別（上記法律の「各号で規定する事務」）</p> <p>(1) 電子証明書の発行及び更新 (2) 暗証番号の初期化及び再設定 (3) 新規 券面記載事項変更 ※上記 (1) (2) に伴う申出者のみ</p> <p>3 指定する郵便局</p> <table border="1" data-bbox="414 1736 1420 1960"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>局 名</th> <th>所 在 地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>足立郵便局</td> <td>東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>足立北郵便局</td> <td>東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>足立西郵便局</td> <td>東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号</td> </tr> </tbody> </table>	No	局 名	所 在 地	1	足立郵便局	東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号	2	足立北郵便局	東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号	3	足立西郵便局	東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号
No	局 名	所 在 地											
1	足立郵便局	東京都足立区千住曙町 4 2 番 4 号											
2	足立北郵便局	東京都足立区竹の塚三丁目 9 番 2 0 号											
3	足立西郵便局	東京都足立区西新井本町四丁目 4 番 3 0 号											

4 指定期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間（2回目）

※ 前回は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

5 件数見込み

年間7, 200件（10件/日×240日×3局）

（参考）令和7年度実績（4月～12月） 3, 187件

6 令和8年度当初予算計上額

委託料 13, 591千円（予定）

（1）1件あたりの事務手数料（主なもの）

ア 電子証明書を更新する場合 970円

イ 更新時に暗証番号を忘れていた場合 1, 380円

ウ 電子証明書更新時の券面記載事項変更 890円

※ 単価契約となり、国が事務種別ごとの基準額を設定

7 今後の方針

（1）区ホームページやあだち広報で広く周知するとともに、足立区が設置しているマイナンバーカードコールセンターにおいて案内する。

（2）令和9年度の郵便局指定継続については、令和8年度の委託実績をもとに検討する。